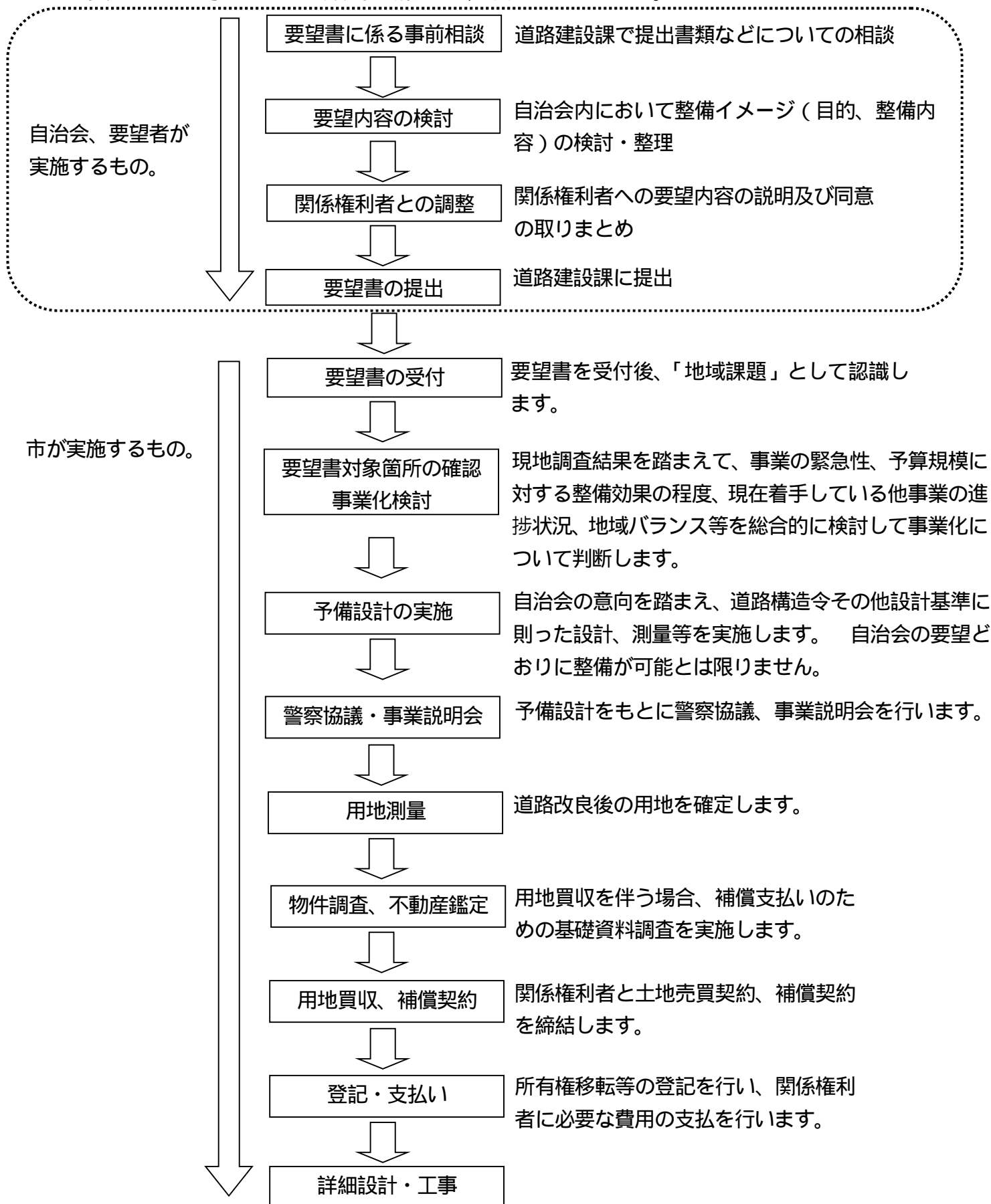


## 要望書提出から工事完了までの流れ

要望から工事までの一般的な流れは、次のとおりです。



## **用地測量について**

買収させていただく用地の測量を行うにあたり、関係地権者の協力が必須となります。道路用地となる部分の面積を確定するにあたり、測量（地積更正含む）のご協力及び隣接地権者との境界同意が必要となります。

必要な用地測量を実施する場合、費用は流山市で負担します。

## **道路用地の買収が伴う場合の買収単価について**

不動産鑑定士による鑑定を行います。買収単価については、地価公示価格及び近隣の取引事例等を用いて鑑定・算出した結果で買収します。

## **道路用地の買収に伴う物件移転補償について**

道路整備を行うにあたり、支障となる立木や塀などの工作物については、移設あるいは撤去していただきますが、これにかかる費用は補償をさせていただきます。補償額につきましては、補償物件調査を行い、原則として、関東地区用地対策連絡協議会監修の損失補償算定標準書に基づき算定いたします。

土地売買代金及び物件移転補償費の支払いは、登記完了後となります。

## **電柱等の移転協力について**

現在、道路及び民地内にある電柱等につきましては、事業効果を十分発揮し、安全で安心な通行空間を確保するため、原則として民地側へ平行移動していただきます。移転費用につきましては流山市が負担いたします。